

藤枝市地域おこし協力隊募集要領

藤枝市では、移住相談から移住後の支援まで、きめ細やかなサポートを行う「移住コンシェルジュ」を配置するため、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を募集します。移住定住に関する情報発信など積極的に取り組んでいただける方とともに、新たな移住事業を進めます。

1. 募集対象

下記事項、すべての要件を満たす人

- (1) 令和8年4月1日現在、満20歳以上（性別は問いません）
- (2) 3大都市圏及び都市地域等（※）から、藤枝市へ住民票を異動し居住することができる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している人
- (4) 地域の活性化や維持等に地域住民と協調して、積極的に行動できる人
- (5) 協力隊員の活動終了後、藤枝市に定住し就業しようとする意思のある人
- (6) 活動に関して市の条例及び規則を遵守し、職務命令等に従うことができる人
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な職務に対応できる人
- (8) P C (Word、Excel、メールなど) の一般的な操作ができ、S N Sでの情報発信ができる人

※現在お住まいの住所が該当するかどうか、必ず事前にお問い合わせください

2. 募集人数 1名

3. 任用形態・任用期間

- (1) 市長が委嘱します。（雇用関係はありません。）
- (2) 委嘱期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。なお、次年度も継続して委嘱し、最長3年間（令和11年3月31日まで）まで延長できるものとします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

4. 住民票の異動（転入手続）

委嘱日（令和8年4月1日）以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

5. 報償費

- (1) 月額 291,000 円です。
- (2) 活動日数は、ひと月あたり 20 日間とします。20 日に満たない場合は、1 日あたり 14,550 円に活動日数を乗じた報償費を支給します。
- (3) 報償費の支給日は、活動月の翌月 21 日とします。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とします。

6. 活動に使用する車両

- (1) 地域協力活動に車両を使用する場合は、隊員が用意してください。
- (2) 車輌使用経費として月額 25,000 円を支給します。
- (3) 燃料費として月額 10,000 円を支給します。ただし、活動の日数が月 20 日に満たない時は、1 日あたり 500 円に活動日数を乗じた燃料費を支給します。なお、活動の日数については、要綱第 3 条第 1 項第 10 号に規定する活動報告書により確認します。
- (4) 活動に使用する車両の任意保険等は、隊員が加入してください。
- (5) 活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行ってください。

7. 活動に使用する通信費等

- (1) 地域協力活動に使用するパソコンや通信機器等は、隊員が用意してください。
- (2) PC 等リース代として月額 5,000 円を支給します。
- (3) 通信費として月額 10,000 円を支給します。

8. 住居

- (1) 隊員の住居は市が用意し、居住に係る賃借料、敷金礼金、共益費及び保険料（以下「家賃等」という。）を負担します。ただし、隊員が自ら居住するための住居を借り受けし、家賃等を支払うときは、住宅借り上げ料相当額を市が予算の範囲内で負担します。
- (2) 住居に関する経費のうち（1）に規定するもの以外の経費は、隊員の負担となります。

9. 活動内容について

【移住コンシェルジュ】

基本的活動

- (1) 情報発信に関する活動
- (2) 移住の促進に関する活動
- (3) 地域間交流の促進に関する活動
- (4) 定住・定着に関する活動
- (5) その他地域おこしに関する活動

(6) 月単位の行動計画及び業務日報の作成

10. 応募手続き

(1) 応募受付期間 : 令和8年1月7日（木）～2月6日（金）

郵送（持参可）またはメールで受付します。到達確認のため、下記担当者まで電話連絡をください。また、提出した書類は返却しません。

(2) 提出書類

・履歴書：市販の用紙可。写真添付。志望動機欄には必ず志望動機をご記入ください。

※メール送付の際は、履歴書のデータまたは手書きしたものを作成（カラー）にして送付してください。

・運転免許証の写し：カラーで両面をコピーしてください。

（ない場合は、現住所がわかる公的証明）

11. 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書にて通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び開催方法等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、面接終了後2週間以内に文書で通知します。

12. お申込み・お問い合わせ

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1

広域連携課（担当：榎本）

電話 054-643-3229／メール renkei@city.fujieda.lg.jp